



2023年8月18日

各 位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 高見沢 昭裕
(コード番号 4636 東証プライム)
問合せ先責任者
常務取締役管理統括本部統括本部長 関根 秀明
(TEL 03-3963-0511)

(訂正)「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する
公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正のお知らせ

2023年8月17日付で公表いたしました「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」につきまして、その内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

訂正の箇所につきましては、下線を付しております。

1. 訂正の理由

株式会社BCJ-74（以下「公開買付者」といいます。）より、公開買付者が、2023年8月17日付で、株式会社みずほ銀行との間で締結している契約及び明治安田生命保険相互会社との間で締結している契約の記載内容につき誤りがあると連絡を受けましたので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」(38～39 ページ)

(訂正前)

(4) 本応募契約 (みずほ銀行)

公開買付者は、本日付で、みずほ銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ銀行が所有する当社株式 300 株 (所有割合 : 0.00%) の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式 987,900 株 (所有割合 : 4.34%) の全てについて本公開買付けへの応募を指図することに合意しているとのことです。ただし、本公開買付け開始後、公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の者が本公開買付価格を5% (注) 以上上回る買付価格により当社株式の全てを取得する旨の公開買付け (以下「対抗買付け (みずほ銀行)」) を開始した場合、みずほ銀行は、応募契約 (みずほ銀行) に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、かかる協議を踏まえても、公開買付者が本公開買付価格を対抗買付け (みずほ銀行) に係る買付価格以上の金額に変更しなかった場合には、上記の応募及び指図義務を免れること (ただし、対抗買付け (みずほ銀行) の買付期間中に、本公開買付価格が対抗買付け (みずほ銀行) に係る買付価格を上回ることとなった場合には、なお、上記の応募及び指図負うこと) も合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約

(みずほ銀行) 以外に、みずほ銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約(みずほ銀行)において、本公開買付けが開始された場合に、みずほ銀行による応募の前提条件、又は、みずほ銀行によるみずほ信託銀行株式会社への応募の指図の前提条件は規定されていないとのことです。その他、本応募契約(みずほ銀行)において、以下の内容を合意しているとのことです。

(注) 当該数値は、公開買付者及びみずほ銀行の間の交渉により決められたものであるとのことです。

(i) みずほ銀行は、本応募契約(みずほ銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

(ii) みずほ銀行は、本応募契約(みずほ銀行)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに②可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき(株主提案による場合も含まれます)は、当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。

(iii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、みずほ銀行は、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

(5) 本応募契約(明治安田生命)

公開買付者は、本日付で、明治安田生命との間で、その所有する当社株式 756,000 株(所有割合: 3.32%)の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から明治安田生命に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約(明治安田生命)において、本公開買付けが開始された場合に、明治安田生命による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、本応募契約(明治安田生命)において、以下の内容を合意しているとのことです。

(i) 明治安田生命は、本応募契約(明治安田生命)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

(ii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、明治安田生命は、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

(訂正後)

(4) 本応募契約(みずほ銀行)

公開買付者は、本日付で、みずほ銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ銀行が所有する当社株式 300 株(所有割合: 0.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式 987,900 株

(所有割合：4.34%)の全てについて本公開買付けへの応募を指図することに合意しているとのことです。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により当社の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け（以下「対抗買付け（みずほ銀行）」といいます。）が開始された場合であって、本公開買付けにおいてみずほ信託銀行株式会社をして売付けの申込みをさせること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約をみずほ信託銀行株式会社をして解除させないことが、本公開買付けに至る経緯、当社とみずほ銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け（みずほ銀行）に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募及び指図義務を免れることができるとのことです（ただし、この場合であっても、対抗買付け（みずほ銀行）の買付期間中に、本公開買付けが対抗買付け（みずほ銀行）に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ銀行は、上記の応募及び指図義務を負担するとのことです。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（みずほ銀行）以外に、みずほ銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（みずほ銀行）において、みずほ銀行による応募の前提条件、又は、みずほ銀行によるみずほ信託銀行株式会社への応募の指図の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約（みずほ銀行）に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者において本応募契約（みずほ銀行）に規定する義務への重大な違反がないこと、④当社が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、⑤みずほ銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、⑥みずほ銀行が認識している未公表の重要事実等が存在しないこと、⑦みずほ銀行において当社の法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。）を保有していないことを規定しているとのことです。その他、本応募契約（みずほ銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

- (i) みずほ銀行は、本応募契約（みずほ銀行）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。
- (ii) みずほ銀行は、本応募契約（みずほ銀行）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに②可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき（株主提案による場合も含まれます。）は、当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。
- (iii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、みずほ銀行は、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

(5) 本応募契約（明治安田生命）

公開買付者は、本日付で、明治安田生命との間で、その所有する当社株式 756,000 株（所有割合：3.32%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（明治安田生命）以外に、明治安田生命との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から明治安田生命に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（明治安田生命）において、本公開買付けが開始された場合に、明治安田生命による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、本応募契約（明治安田生命）において、以下の内容を合意しているとのことです。

- (i) 明治安田生命は、本応募契約（明治安田生命）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する当社の意見表明に関する記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。